

IASB の動向 (2021年5月～2021年7月)

ASBJ 専門研究員 **みつの 光野** **そういちろう 聡一郎**

I. 基準等の公表

IASB が、リースや廃棄義務などに係る繰延税金の会計処理を明確化（2021年5月7日）

国際会計基準審議会（IASB）は、2021年5月7日に、「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の修正）」を公表した。企業がリースや廃棄義務などの取引に係る繰延税金をどのように会計処理すべきかを定めることが目的である。

IAS第12号「法人所得税」は、企業が法人所得税（将来に支払うか又は受け取る税金を表す繰延税金を含む。）をどのように会計処理するのかを定めており、特定の状況においては、資産又は負債の当初認識時に繰延税金の認識を免除されることとなっているが、従来は、この免除がリースや廃棄義務などの取引（すなわち、企業が資産と負債の両方を認識する取引）に適用されるのかどうかに関し不明確があった。その結果、リース及び廃棄義務に係る繰延税金の報告の不統一が生じていた。今回の修正では、こうした不統一を解消するべく、リース及び廃棄義務などの取引について前述の免除は適用されず、企業は繰延税金を認識することを要求される旨が明確化された。

今回の修正は2023年1月1日以後開始する

事業年度に適用され、早期適用が認められている。

詳細については、本誌59頁の「IFRS基準書『単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の修正）』の解説」を参照いただきたい。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が企業報告の領域における変化を反映した経営者による説明に関する新しいフレームワークについて公開協議（2021年5月27日）

IASBは、公開草案（ED/2021/6）「IFRS実務記述書（PS）第1号『経営者による説明』（本公開草案）を公表し、投資者の情報ニーズに合わせた「経営者による説明」を作成する企業のための包括的なフレームワーク案について公開協議を開始した。本公開草案へのコメント期限は、2021年11月23日となっている。

「経営者による説明」（「経営者による検討及び分析」とも呼ばれる。）とは、企業の財務諸表を補完する報告書であり、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸

要因についての経営者の洞察を提供するものである。

今回提案されているフレームワーク案は、PS 第 1 号を大幅に手直しするものであり、投資者が企業の長期的な見通しを評価するために必要としている情報（企業の無形の資源及び関係並びに企業に影響を与えるサステナビリティ事項に関する情報など）を 1 か所（「経営者による説明」）にまとめることを可能にしている。

また、新しいフレームワーク案は、企業の事業モデル、戦略、資源及び関係、リスク、外部環境並びに財務業績及び財政状態に関する情報についての開示目的を示している。この開示目的は、企業が投資者にとって重要性がある情報を識別し提供することを可能にし、規制当局及び監査人がこのフレームワーク案への準拠を評価することを可能にするように設計されている。

なお、PS 第 1 号は IFRS 基準を構成しないため、企業がこのフレームワーク案に準拠した経営者による説明を提供するのは、各法域において規制当局が法令等で要求する場合又は企業が任意で適用する場合となる。

最後に、本公開草案の公表に際し、IASB のハンス・フーガーホースト議長は、「提案している新しいフレームワークは、企業の長期的な見通しに対して基本的である事項に関しての財務、サステナビリティ及び他の情報を単一の報告書にまとめるための堅牢な基礎を提供する。」と述べている。

詳細については、本誌 62 頁の「IASB 公開草案 IFRS 実務記述書第 1 号『経営者による説明』の解説」を参照いただきたい。

2. IASB が子会社への開示要求の削減を提案 (2021 年 7 月 26 日)

IASB は、公開草案 (ED/2021/7) 「公的説明責任のない子会社：開示」(本公開草案)を

公表し、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形で IFRS 基準を適用することを認める新しい IFRS 基準書を提案した。本公開草案へのコメント期限は、2022 年 1 月 31 日となっている。

今回の提案は、利害関係者からのフィードバックに対応したものであり、財務諸表利用者のニーズを満たしつつ、要件を満たす子会社について財務報告を容易にするように設計されている。

この基準書案が利用可能となるのは、親会社が IFRS 基準を適用して連結財務諸表を作成している、公的説明責任のない子会社（金融機関でなく株式を上場していない会社など）である。こうした子会社は、親会社に連結目的で IFRS 基準を適用して報告しているが、この基準案の適用を選択することで、そうした子会社は自身の財務諸表を作成する際にも IFRS 基準を使用しながら開示を削減することが可能となる。

今回の提案では、次のことを通じて子会社の時間と資金を節減することを可能にするとされている。

- 報告目的で追加的な会計記録のセットを維持する必要をなくす（子会社が自身の財務諸表では IFRS 基準を適用していない場合）。
- IFRS 基準に準拠するために要求される開示を削減する。

なお、本公開草案の公表に際し、IASB のスー・ロイド副議長は、「我々の基準書案は、財務諸表の利用者の情報ニーズを満たしつつ、子会社に対して報告を簡素化し費用対効果の高い解決策を提供することを目的としている。」と述べている。

詳細については、本誌 69 頁の「IASB 公開草案『公的説明責任のない子会社：開示』の概要」を参照いただきたい。

3. IASBがIFRS第17号とIFRS第9号を初めて適用する保険会社等に対する経過措置の軽微な修正を提案(2021年7月28日)

IASBは、公開草案(ED/2021/8)「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」(本公開草案)を公表し、IFRS第17号「保険契約」の経過措置の狭い範囲の修正を提案した。本公開草案へのコメント期限は、2021年9月27日となっている。

多くの保険会社等が、IFRS第17号「保険契約」とIFRS第9号「金融商品」を2023年1月1日以後開始する事業年度から初めて適用する予定であるが、この2つの基準書が新しい要求事項への移行を行うのに役立つための異なる救済措置を設けており、一部の企業について、こうした相違がIFRS第17号及びIFRS第9号の適用開始時に表示される比較情報の有用性に重大な影響を与える可能性があるとの情報がIASBに寄せられていた。

これを受けて、本公開草案では、こうした企業がIFRS第17号及びIFRS第9号の適用開始時に表示する比較情報の有用性を改善できるように、IFRS第17号の狭い範囲の修正が提案されている。今回の修正案では、特定の金融資産についての比較情報をIFRS第9号と整合する方法で表示する選択肢を与えることによって、こうした企業がこの問題に対処することを可能にしている。

なお、今回の修正案は、IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初めて適用する企業に影響を与える可能性があるが、修正案の適用は任意となる。

詳細については、本誌77頁の「IASB公開草案『IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報』の概要」を参照いただきたい。

Ⅲ. IASB会議、IFRS解釈指針委員会会議

IASBの会議は、テレビ会議により2021年5月24日から27日、6月22日から23日、及び2021年7月20日から21日に開催された。

また、IFRS解釈指針委員会の会議は、2021年6月8日から9日にテレビ会議により開催された(詳細については、本誌80頁の「2021年6月のIFRS-IC会議における議論の状況」及び本誌85頁の「IFRS-IC会議(2021年6月)出席報告」を参照いただきたい。)

Ⅳ. その他のIASB関連会議

- 2021年5月11日 IFRS諮問会議(IFRS-AC)(テレビ会議)(詳細については、本誌前号(第73号)140頁の「IFRS-AC会議(2021年2月、4月及び5月)出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021年5月17日から18日 新興経済グループ(EEG)会議(テレビ会議)
- 2021年6月10日から11日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会(CMAC)及び世界作成者フォーラム(GPF)との合同会議(テレビ会議)(詳細については、本誌89頁の「CMAC-GPF合同会議(2021年6月)出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021年6月28日から29日 会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議(テレビ会議)(詳細については、本誌50頁の「2021年6月開催 ASAF会議報告」を参照いただきたい。)